

平成 27 年 1 月 16 日  
厚生労働省年金局

## 法人設立ワンストップ窓口に係る今後の調整事項について

### <体制に関する事項>

#### ○ 業務量見込み

- ・ 業務量（申請事業者数等）をどのように見込むか。

#### ○ 設置箇所数、場所、管轄のあり方

- ・ 法人設立ワンストップ窓口は、何カ所、どこに設置するか。
- ・ 複数カ所となる場合、管轄は設けるか。

#### ○ 設置主体

- ・ 法人設立ワンストップ窓口の設置、運営主体をどうするか。

#### ○ 職員など人員体制

- ・ 必要な人員の確保をどうするか。
- ・ 例えば、専門知識を有する者への業務委託についてどうするか。

#### ○ システムなどの設備・運営体制

- ・ システムの設置をどうするか。
- ・ 設備、備品（事務処理機器（PC など）、什器等）をどうするか。

#### ○ 予算

- ・ 必要経費の見積もり、負担をどうするか。

### <業務実施方法に関する事項>

#### ○ 取り扱う申請・届出書等の範囲

- ・ 社会保険の各種手続きのうち、法人設立ワンストップ窓口で対応する申請・届出書等はどこまでを範囲とするか。

## ○ 使用言語、翻訳

- ・ 法人設立ワンストップ窓口における対応言語は何か国語とするか。
- ・ 外国語による申請・届出書等の翻訳をどうするか。

## ○ 各種申請・届出等の受け付け処理の流れ

- ・ 具体的な事務処理をどうするか。

(例) 法人設立ワンストップ窓口で受付



法人設立ワンストップ窓口で日本語に翻訳して、申請・届出書等を作成



年金事務所等へ送付



不備があった場合の処理



申請等に対する応答

## ○ 各種申請・届出等の効果等

- ・ どの時点で申請等がなされたものとするか。
- ・ 法人設立ワンストップ窓口での事務についての不服申し立てをどうするか。

## <今後の進め方>

- ・ 区域会議（東京都）と各省で、事務的に細部を調整する場を設けることが必要か。
- ・ 東京圏以外の国家戦略特区からの同様のご提案についても、整合的に進めることが必要か。